

設計変更ガイドライン



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

令和3年4月

伊 勢 原 市

－ 目 次 －

1. 設計変更ガイドライン策定の目的、位置づけ等	1
(1) 設計変更ガイドライン策定の目的	
(2) 設計変更ガイドライン策定の位置づけ	
(3) 設計変更の基本的な考え方	
2. 設計図書の確認と手続	2
3. 発注者・受注者の留意事項	3
(1) 発注者の留意事項	
(2) 受注者の留意事項	
4. 設計図書の照査	4
(1) 土木工事の取扱い	4
1) 設計図書の照査とは	
2) 照査の結果により問題点が見つかった場合	
3) 設計図書の照査項目及び主な内容	
4) 設計図書の照査の範囲を超えるもの	
(2) 建築工事の取扱い	5
5. 設計変更の対象となるケース	6
(1) 図面と仕様書等が一致しない	7
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある	7

(3) 設計図書の表示が明確でない	8
(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない	8
(5) 予期することの出来ない特別な状態が生じた	9
(6) 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更	9
(7) 受注者の責によらない事由による工事の中止	10
(8) 受注者からの請求による工期の延長	11
(9) 発注者の請求による工期の短縮	11
(10) その他：請負代金額の変更に代える設計図書の変更	11
6. 設計変更の対象とならないケース	12
7. 仮設における「指定」・「任意」の使い分け	13
8. 施工条件明示	14
9. 参考資料	18
[資料1] 伊勢原市工事請負契約約款（抜粋）	
[資料2] 設計図書の照査項目及び内容 [参考例]	

1. 設計変更ガイドライン策定の目的、位置づけ等

(1) 設計変更ガイドライン策定の目的

発注者は、工事等の目的、性質及び場所、現地特有の状況、土地の構造形態、地表面及び地表下の物件の質及び量、特徴並びに工事資材の選定、施工方法及び請負金額に影響を及ぼす一切の事項について、慎重に調査し設計図書に施工等の条件を明示していきます。

しかしながら、工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、現地の多種多様な自然条件・環境条件の下で設計及び工事を施工するという特殊性を有しており、設計時に予見できない理由により、設計図書と工事現場の状態が異なってしまうことがあり、設計変更が必要になることも生じます。

改正品確法の基本理念においては、「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されています。

この「設計変更ガイドライン」は、伊勢原市工事請負契約約款（以下「契約書」という）※を使用して契約した土木、建築工事等について、設計変更を円滑・適切に行うための発注者・受注者双方の共通の手引書とし、設計変更の対象事項や必要な手続きなどを整理して取りまとめたものであります。

※本ガイドライン中において契約書の条文は、「金銭的保証・役務的保証用」の条項に基づきます。

【ガイドラインの主なポイント】

- 契約約款に基づく設計変更の手続きフロー、発注者・受注者双方の留意事項の掲載
- 設計変更の対象となるケース、設計変更の対象とならないケースをそれぞれ掲載

(2) 設計変更ガイドライン策定の位置づけ

設計変更及び契約変更については、契約書第19条から第25条及び神奈川県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という）1-1-1-14から1-1-1-16に記載されていますが、その具体的な考え方や手続きについては、「本ガイドライン」によることとします。

※ 設計変更・・・工事等の施工等にあたって、設計図書の内容の一部を変更することをいう。

※ 契約変更・・・設計変更に伴い請負代金額又は工期等若しくは工事内容等を変更することをいう。

(3) 設計変更の基本的な考え方

工事の設計積算は、現場の自然的条件、社会的条件、施工時期など、施工に影響を与える様々な内容を、設計時点でできる限り想定した上で行うものであり、工事の施工は、これにより作成した設計図書に基づいて実施されるべきですが、やむを得ない事情により、設計図書と現場等に差異が生じた場合は、当該工事との一体性を損なわない範囲において、設計内容の変更を行います。その結果、工期や請負代金額に変更が生じた場合は、契約変更により対応します。

設計の条件変更等に関しては、契約書第19条及び第20条に規定されており、発注者及び受注者は、これらの規定に従って手続を進める必要があります。

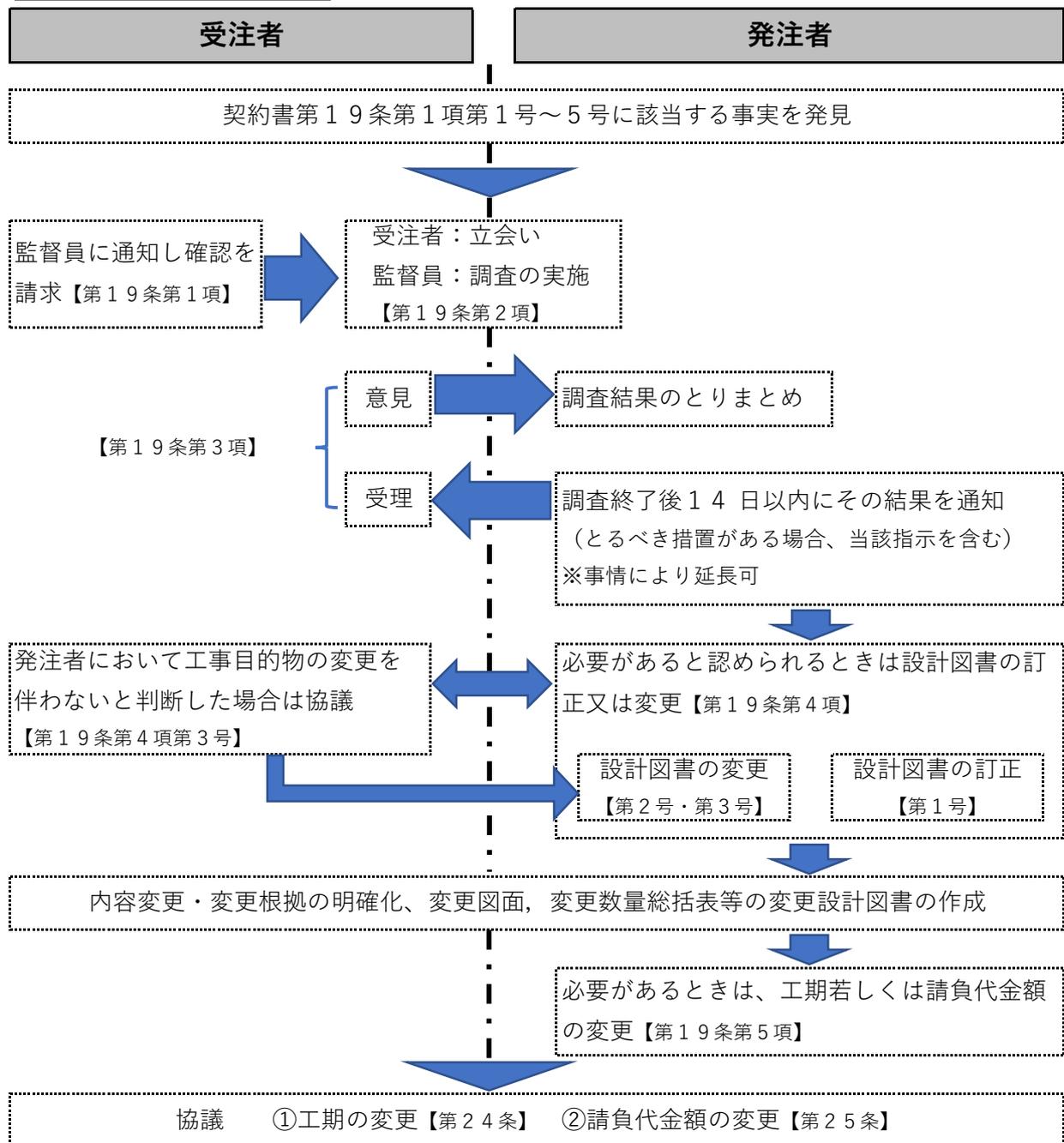
2. 設計図書の確認と手続

契約書第19条により、受注者は工事の施工に当たり、同条第1項の各号に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければなりません。

契約書第19条第1項の各号の内容については、「5. 設計変更の対象となるケース」の中で、詳しく解説しています。

同条の規定に従った手続きの進め方は、次頁のフロー図のとおりとなります。

★設計変更手続きフロー



※ なお、契約変更については、設計変更事務処理ガイドラインに基づき「工事等内容変更指示書」により変更内容を指示し、全体数量が確定した後に行うことがある。

3. 発注者・受注者の留意事項

(1) 発注者の留意事項

発注者は設計積算にあたって、工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める必要があるとともに、変更の必要がある場合は、受注者に対して書面により指示を行わなければなりません。

また、工事目的と関係のない工種の追加や、別の工事で施工すべき工種の追加を受注者に対して指示する権限はありません。これらは全て協議によることとなります。

適切に工事を施工するため、発注者は次の事項に留意しなければなりません。

- 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等は書面で行う。
(契約書第1条第5項)
- 受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、調査を行う。
(契約書第19条第2項)
- 設計変更後の請負金額や工期は、受注者と協議のうえ決定する。
(契約書第24条、第25条)
- 工事の施工に係る制約事項については、設計図書に必要な施工条件等を明示する。

(2) 受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、そのため工事の施工にあたっては、発注者の意図、設計図書、現場条件などを、事前に確認する必要があります。

また、確認した内容も踏まえ、受注者が任意で定める範囲を含めた施工内容等を具体的に施工計画書に記載して工事着手前に提出し、これを遵守して施工しなければなりません。

適切に工事を施工するため、受注者は次の事項に留意しなければなりません。

- 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な通知、報告等は書面で行う。
(契約書第1条第5項)
- 設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど、施工する上で疑義が生じた場合は、直ちに監督員に通知する。
(契約書第19条第1項)
- 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その内容について、発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い施工する（独自の判断で施工しない）。
- 協議を求める場合は、協議理由及び協議内容を発注者が確認できるよう、必要となる資料を整えて、書面により行う。

4. 設計図書の照査

(1) 土木工事の取扱い

1) 設計図書の照査とは

「設計図書の照査」とは、発注者から受領した設計図書の内容に沿って工事を実施した場合に、そのままでは工事の目的を達成できないような不備、問題点が無いか確認することです。

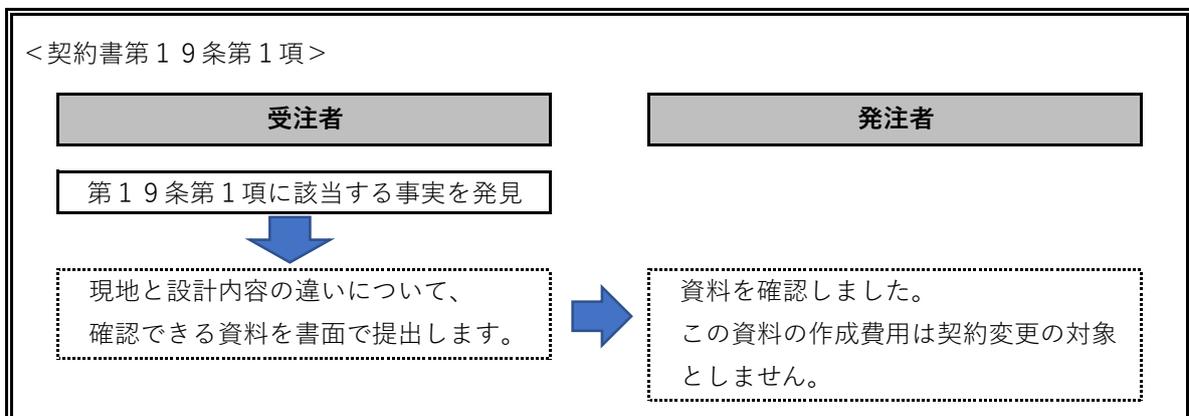
具体的には、神奈川県土木工事共通仕様書（1-1-3「設計図書の照査等」）に規定されているとおり、受注者が施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に該当する設計図書の問題点の存在の有無を確認することです。

2) 照査の結果により問題点が見つかった場合

受注者は、当初設計等に対して契約書第19条第1項に該当する事実が発見された場合、速やかに監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとし、また受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければなりません。

また、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としません。



3) 設計図書の照査項目及び主な内容

受注者が行うべき設計照査の主な内容について、具体的な参考例を巻末[資料2]に示しています。

設計図書の照査によって、次項に示すような計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合は、発注者の責任において発注者の費用負担の基に行うものとなります。

4) 設計図書の照査の範囲を超えるもの

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える行為としては、次頁のものが想定されます。

設計照査の範囲を超えるもの

①	現地測量の結果、横断図全てを新たに作成し直す必要があるもの。または縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
②	施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴い、横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
③	現地測量の結果、排水路計画を新たに策定し直す必要があるもの。または土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
④	構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
⑤	構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
⑥	現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う）
⑦	構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合で、構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
⑧	試験杭等により基礎杭が変更となる場合で、構造計算および図面作成が必要となるもの。
⑨	土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合で、構造計算及び図面作成が必要となるもの。
⑩	「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
⑪	構造物の応力計算書における計算入力条件の確認や、構造物の応力計算を伴う照査。
⑫	設計根拠まで遡る見直しや、必要となる工費の算出。
⑬	新設舗装工事の再設計（現況CBRに合わせた舗装構成の再設計が必要となるもの）。

(2) 建築工事の取扱い

建築物等を建築、改修する工事（以下「建築工事」という。）においては、受注者は、設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議することとなっています。

建築工事における「監督職員と協議」とは、公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書（1章1節1.1.2用語の定義(ウ)）では、「(協議事項について、)監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すこと」と規定されています。具体的には、公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書（1.1.8「疑義に対する協議等」）に規定されているとおりです。

協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合は、契約書第19条の規定によります。

5. 設計変更の対象となるケース

契約書において、条件変更等に伴う設計変更の対象事項は契約書第19条に、発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更は契約書第20条に、受注者の責によらない事由による工事の中止については契約書第21条に、受注者からの請求による工期の延長については契約書第22条に、発注者の請求による工期の短縮については契約書第23条に、請負代金額の変更に代える設計図書の変更については契約書第31条で規定しています。

また、「設計図書の照査」の範囲を超えるものについても、国（国土交通省）同様、設計変更の対象事項になります。設計変更の対象となる主な事項は下表のとおりです。

設計変更の対象となる事項

設計変更の対象事項		契約書
①	図面と仕様書等が一致しない	第19条第1項第1号
②	設計図書に誤謬又は脱漏がある	第19条第1項第2号
③	設計図書の表示が明確でない	第19条第1項第3号
④	設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない	第19条第1項第4号
⑤	予期することの出来ない特別な状態が生じた	第19条第1項第5号
⑥	発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更	第20条
⑦	受注者の責によらない事由による工事の中止	第21条
⑧	受注者からの請求による工期の延長	第22条
⑨	発注者の請求による工期の短縮	第23条
⑩	請負代金額の変更に代える設計図書の変更	第31条

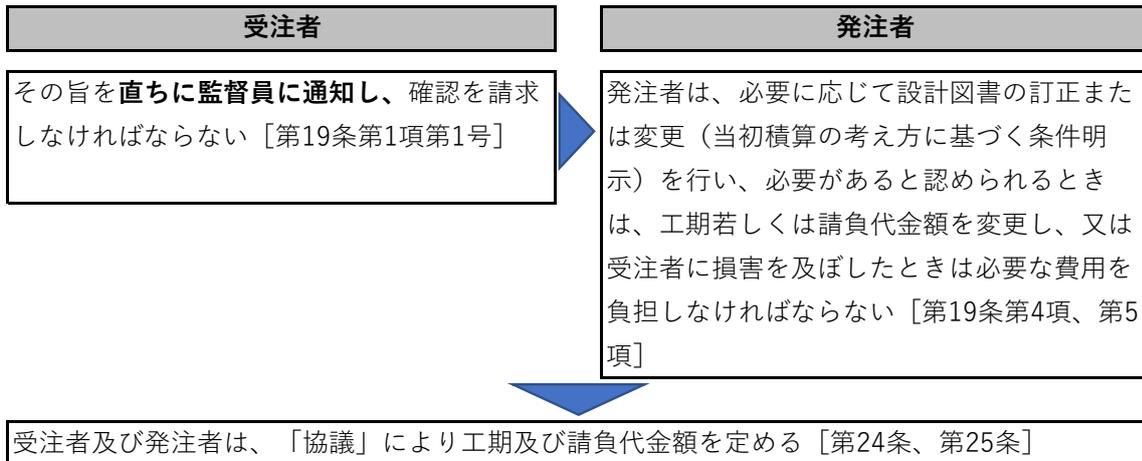
上記以外にも契約書では、支給材料及び貸与品（第16条）、設計図書に不適合な場合の措置等（第18条）などにおいて、設計変更する場合があることを規定しています。

しかし、上表に当てはまる場合であっても、設計変更の基本的な考え方の範囲を超える場合は、設計変更により対応することはできません。

また、発注者の指示を受けずに工事内容を変更して施工するなど、正規の手続きを経ていない場合も、設計変更により対応することはできません。

(1) 図面と仕様書等が一致しない

受注者は、図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書が一致しない場合、直ちに監督員に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求します。



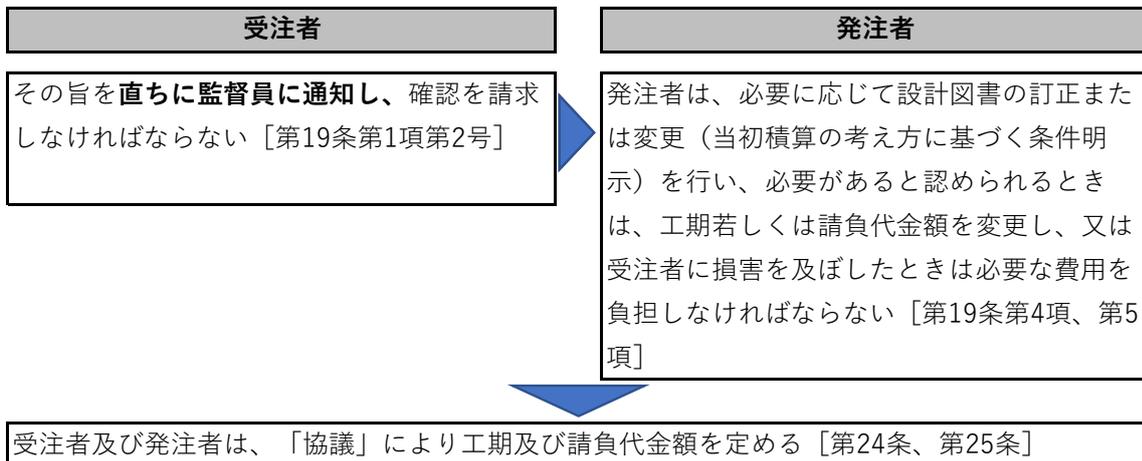
(例)

- ア. 図面と仕様書等の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合
- イ. 平面図と断面図の寸法、材料名、仕様等の記載が一致しない場合等

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要があります。

また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらう必要があります。

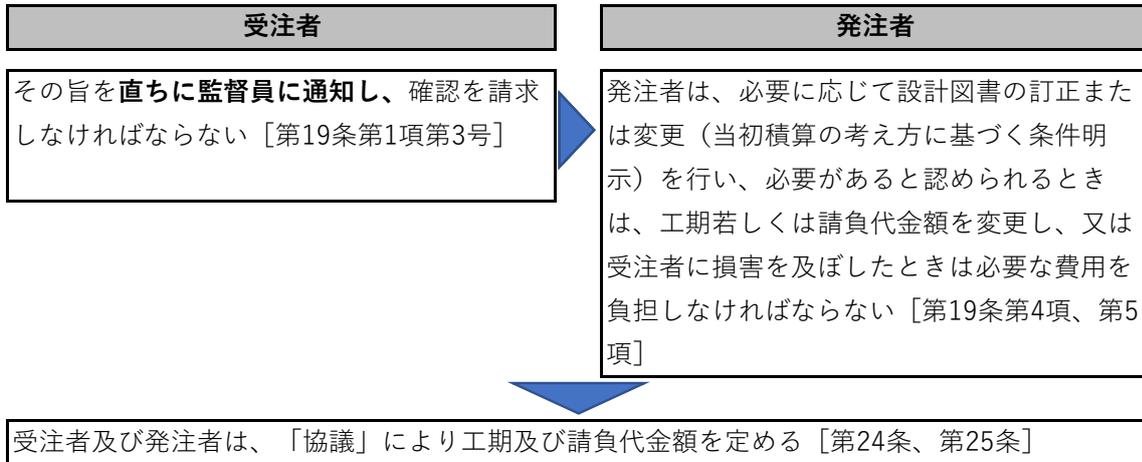


(例)

- ア. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- イ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- ウ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合
- エ. 同一工事現場の建築、電気設備及び機械設備の各設計内容の整合がとれていない。

(3) 設計図書の表示が明確でない

設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことです。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適当です。



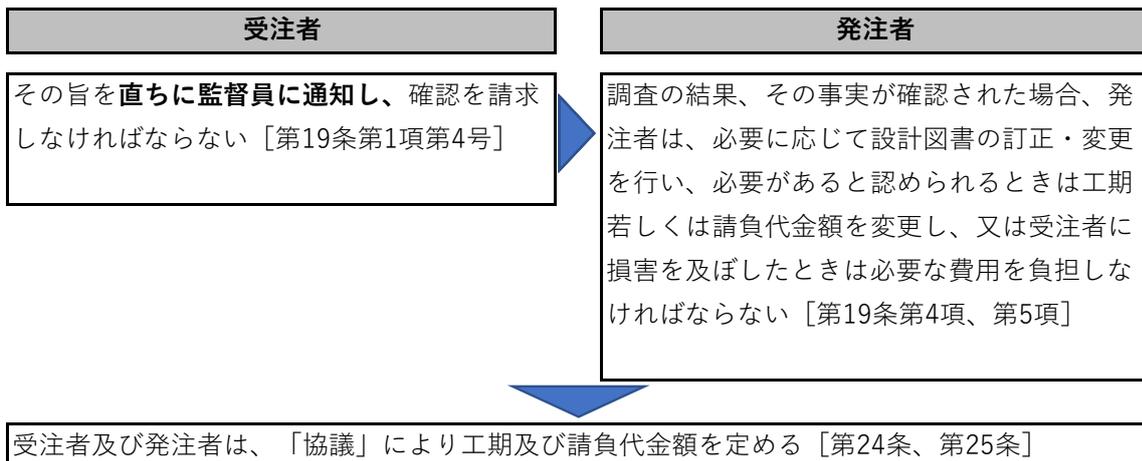
(例)

- ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない

自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無をいいます。

また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道



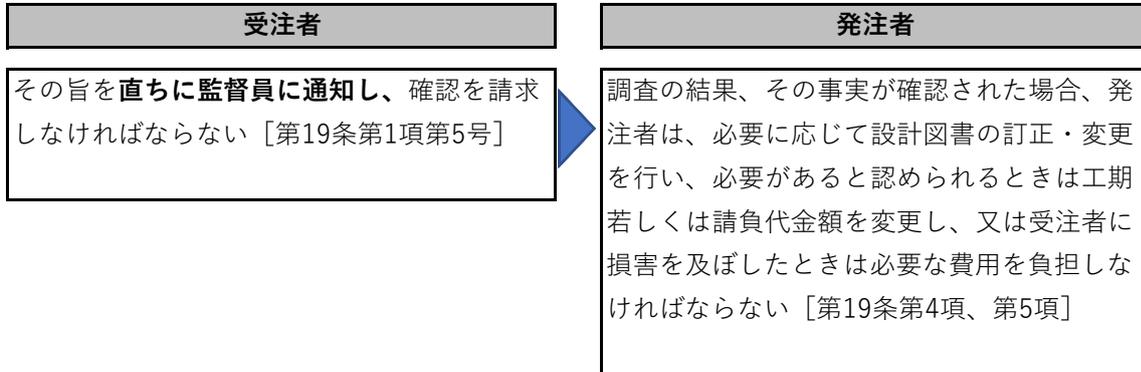
(例)

- ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- イ. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- ウ. 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
- エ. 橋梁保全工事において、設計図書に明示された構造物の状態が実物と一致しない場合
- オ. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- カ. その他、新たな制約等が発生した場合

(5) 予期することの出来ない特別な状態が生じた

設計図書で明示されていない施工条件について、予期することの出来ない特別な状態が生じたことをいいます。

設計図書に施工条件として明示されていないが、工事実施の前提となる事項について、契約後に予期することの出来ない特別な状態が生じた場合は、発注者に発生事項を通知し、当該事実の確認を請求します。



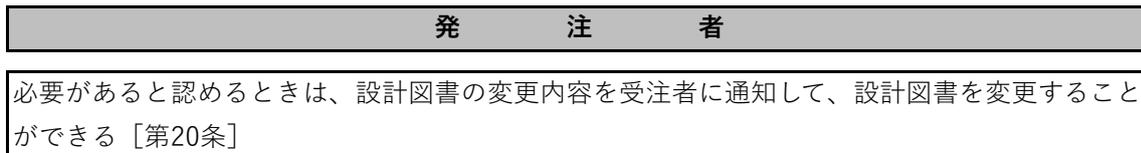
受注者及び発注者は、「協議」により工期及び請負代金額を定める [第24条、第25条]

(例)

- ア. 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合
- イ. 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合
- ウ. 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった場合等

(6) 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更

発注者は、住民要望や周辺環境等の与条件を検討した上で工事を発注していますが、工事着手までの状況変化により、設計図書を変更する必要があると認める場合、発注者は変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができます。



受注者及び発注者は、「協議」により工期及び請負代金額を定める [第24条、第25条]

(例)

- ア. 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合
- イ. 関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認める場合
- ウ. 関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合
- エ. 施設の維持管理または利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合等

(7) 受注者の責によらない事由による工事の中止

受注者の責めに帰することができない事由により、工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の施工の一時中止を命じなければなりません。

また、工事を一時中止したことにより、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持しておく必要が生じたり、労働者、建設機械器具等を保持するための費用が生じるなど、工事の施工の一時中止に伴う増加費用が発生した場合は、発注者が工期、請負代金額を変更して、必要な費用を負担しなければなりません。

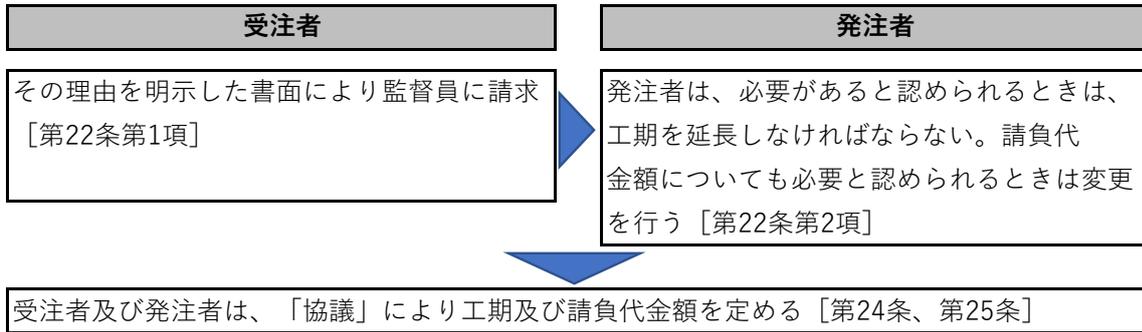
発 注 者	
工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない [第21条第1項]	第1項の規定によるほか、必要があると認められるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる [第21条第2項]
発注者は、工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、必要な費用を負担しなければならない [第21条第3項]	

(例)

- ア. 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- イ. 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- ウ. 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- エ. 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- オ. 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- カ. 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合
- キ. 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
- ク. 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- ケ. 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

(8) 受注者からの請求による工期の延長

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができます。

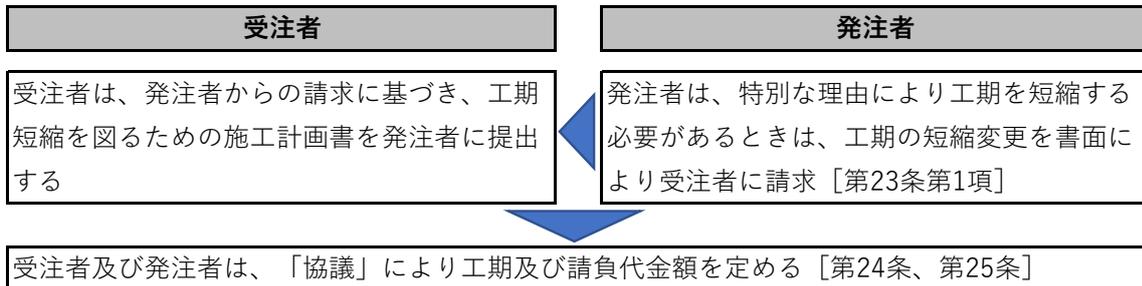


(例)

- ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- イ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- ウ. その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

(9) 発注者の請求による工期の短縮

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができます。



(例)

- ア. 工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
- イ. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ウ. その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

(10) その他：請負代金額の変更に代える設計図書の変更

発注者は、予算制度に基づいて公共工事を執行し、予算の範囲内でのみ契約を締結できます。しかし、契約書では、一定の場合に発注者が請負代金額の増額又は必要な費用等を負担しなければならないとしているため、前述（1）から（9）までなどのような何らかの事由で設計変更が生じ請負代金額の増額が発生する場合に、予算の範囲内に収まらなくなることがあります。このような場合には、発注者は、設計図書を変更し、当初の請負代金額又は発注者の負担できる範囲内の増額等に相応する工事量とすることができます。

【補足】 工事の目的、内容が著しく損なわれる場合には、適用できません。

6. 設計変更の対象とならないケース

下記の場合においては、原則として設計変更できません。（ただし、契約書第27条（臨機の措置）での対応の場合は除く）

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- ② 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- ③ 「承諾」で施工した場合
- ④ 工事請負契約書・神奈川県土木工事共通仕様書・公共建築工事標準仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合（契約書第19条～25条、共通仕様書（1-1-1-14～1-1-1-16）、標準仕様書（1.1.8～1.1.10））
- ⑤ 正式な書面によらない事項(口頭のみ指示・協議等)の場合

※ 承諾：受注者自らの都合により施工方法等について監督員に同意を得るもの

➡ **設計変更不可**

※ 協議：発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によるもの

➡ **設計変更可能**

7. 仮設における「指定」・「任意」の使い分け

【基本事項】

指定・任意については、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要があります。

1. 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行います。
2. 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としません。
3. ただし、指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行います。

【留意事項】

◆指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意してください。

1. 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要があります。
2. 発注者（監督員）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要です。

※ 任意における下記のような対応は不適切となります。

- ・ ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応
- ・ 標準歩掛かりではバックホで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- ・ 新技術の活用について受注者から申出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行います。

◎ 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■ 自主施工の原則

契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲です。

契約書第1条第3項

仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定します	施工方法等について具体的には指定しません
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意(施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とします	設計変更の対象としません
条件明示の変更に 対応した設計変更	設計変更の対象とします	設計変更の対象とします
その他	< 指定仮設とすべき事項 > ・ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・ 仮設構造物を一般交通に供する場合 ・ 関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・ 特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・ 他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	

8. 施工条件明示

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で可能な限り明示するものとして
います。以下に各工事に応じた主な明示事項を掲げていますが、これ以外にも、積算額に影響のある
条件が判明している場合は、適宜明示事項を追加します。

また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、受発注者の協議
により適切に対応する必要があります。

【土木工事の明示項目及び明示事項】

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始または完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始または完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され、当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等

明示項目	明示事項
安全対策 関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と、近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導警備員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合、または発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事中道路 関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事中資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用中和及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮道路の工事中終了後の処置（存置または撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物 関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件 なお、再資源化処理施設または最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事中支障 物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事中支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事中方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事中と重複して工事中する場合は、その工事中内容及び期間等
薬液注入 関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、工事中範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事中資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事中現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格または性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その工事中方法及び工事中条件 6. 工事中電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

【建築工事の明示項目及び明示事項】

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策 関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導警備員の配置を指定する場合、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路 関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容

明示項目	明示事項
建設副産物 関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
工事支障 物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
排水関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
薬液注入 関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等 2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期

※ 建築工事において、建物を使用しながら改修工事を実施する場合は、多様な制約を踏まえ、必要に応じて工程に関する施工条件を設定し、工程に影響を及ぼす施工手順を明らかにしておく必要があります。

① 特定の条件が付され当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合

→(記載内容例)作業可能日・時間、施工手順等を示す。

② 工事を安全かつ効率的に進めるために、複数の作業範囲に分割する場合

→(記載内容例)作業の着手順序、作業工程、資機材の搬入経路等を示す。

9. 参考資料

[資料1] 伊勢原市工事請負契約約款（抜粋）

[資料2] 設計図書の照査項目及び内容 [参考例]

伊勢原市工事請負契約約款（抜粋）

（総則）

- 第 1 条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者とその責任において定める。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（支給材料及び貸与品）

- 第 16 条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第 2 項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第18条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第19条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第20条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した工期延長申請書により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第9条、第16条、第18条から第23条まで、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

設計図書の照査項目及び内容 [参考例]

【国土省関東地方整備局】土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）から抜粋

No	項目	主な内容
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1 「土木工事条件明示の手引き（案）」における明示事項に不足がないかの確認
		1-2 「土木工事条件明示の手引き（案）」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1 ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ポイリングが起きない事を検討し確認したか
		2-2 ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか
		2-3 浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか
		2-4 地質調査報告書は整理されているか ・追加ボーリングは必要ないかの確認
		2-5 軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認（圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等）
		2-6 測量成果報告書（平面、横断、縦断）は整理されているかの確認
		2-7 共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認
		2-8 設計計算書等（構造物（指定仮設含む）、隣接工区等含む）はあるかの確認
		2-9 特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占用者に関する資料はあるかの確認
		2-10 地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認
		2-11 地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面（平面、横断、深さ等）等関連資料があるか
		2-12 設計成果物等（報告書等）の貸与資料（電子データを含む）に不足がないか、追加事項があるかの確認
3	現地踏査	3-1 工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工食用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認
		3-2 建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認
		3-3 周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認
		3-4 土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認
		3-5 仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認
		3-6 砂防土工における斜面对策としての盛土工（押え盛土）を行うにあたり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査
		3-7 施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認
		3-8 境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認
		3-9 トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認
		3-10 道路管理台帳及び占用者との現地確認
		3-11 鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認
		3-12 電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い確認
		3-13 工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認
		3-14 漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がないか施工前に確認
		3-15 地質調査報告書と工事現場の踏査結果（地質、わき水、地下水など）が整合するかの確認

No	項目	主な内容	
3	現地踏査	3-16	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認
		3-17	土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認
		3-18	アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査
		3-19	周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認
4	設計図	4-1	桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認
		4-2	施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査
		4-3	一般図には必要な項目が記載されているかの確認（水位、設計条件、地質条件、建築限界等）
		4-4	平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認（法線、築堤護岸、付属構造物等）
		4-5	構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認
		4-6	構造図に地質条件（推定岩盤線、柱状図、地下水位等）を明記してあるかの確認
		4-7	図面が明瞭に描かれているかの確認（構造物と寸法線の使い分けがなされているか）
		4-8	構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認
		4-9	各設計図がお互いに整合されているかの確認 <ul style="list-style-type: none"> ・一般平面図と縦断図（構造一般図と線形図） ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 ・下部工箱抜き図と付属物図（支承配置図、落橋防止図等） ・本体と付属物の取り合い 等
		4-10	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか） <ul style="list-style-type: none"> ・壁厚 ・鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置） ・使用材料 ・その他
		4-11	形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認
		4-12	地質調査報告書と設計図書の整合（調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図）はとれているかの確認
		4-13	隣接工区等との整合はとれているかの確認
		4-14	構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認（架設条件が設計図に反映されているか） ※橋梁上部工のみ対象
5	数量計算	5-1	数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認
		5-2	数量とりまとめは種類毎、材料毎の打合せ区分に合わせてまとめられているかの確認
		5-3	横断面図面による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているかの確認
6	設計計算書	6-1	使用されている設計基準等は適切かの確認
		6-2	設計基本条件は適切かの確認（荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等） ※橋梁上部工事のみ対象
		6-3	構造・線形条件は妥当かの確認（橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等） ※橋梁上部工事のみ対象